

経営事項審査の審査基準の改正

平成22年10月

経営事項審査の審査基準の改正事項

改正の目的

- ペーパーカンパニー等による不正な高得点の取得を防止するなど、企業実態をより公正・適正に評価できるようにする
- 再生企業に対する批判や審査項目の充実に対する多様なニーズへの対応

1. 技術者に必要な雇用期間の明確化

- ①評価対象とする技術者を「審査基準日前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある者」に限定することで、技術者の名義借り等の不正を防ぐ
- ②高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者は、雇用期間が限定されていても評価対象に含める

2. 完成工事高の評点テーブルの上方修正

建設投資の減少に応じて評点テーブルを補正し、全体としてバランスのとれた評価を行うとともに、適切な入札機会を確保

- ① 完工高(X1)の評点テーブルの上方修正
- ② 元請完工高(Z2)の評点テーブルの上方修正

【修正方法】H22年度の建設投資見込額を基に、X1、Z2評点が制度設計時の平均点である700点になるように底上げ

3. 再生企業に対する減点措置

債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いた再生企業について、一定の減点措置を創設

【減点方法】社会性等(W点)で以下の方法で減点評価

- ①再生期間中、一律－60点(営業年数評価の最高点)の減点
- ②再生期間終了後、「営業年数」評価はゼロ年からスタート

4. 社会性等(W点)の評価項目の追加

①建設機械の保有状況

➡ 地域防災への備えの観点から建設機械の保有状況を積極的に評価

②ISO9000シリーズ、14000シリーズの取得状況

➡ 多くの都道府県等が発注者別評価点で評価。経審に追加することで、受発注者双方の事務の重複・負担を軽減

【今後のスケジュール】

関連省令等の公布：平成22年10月15日

施行：平成23年 4月 1日

改正事項(技術者数評価)

評価対象とする技術者に必要な雇用期間の明確化

改正の理由

- 現在は評価対象とする技術者を「雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの」として
いるので、審査基準日において雇用期間を定めずに雇用されてさえいれば、評価対象とされている
- 技術者の名義借り等の不正を防止するとともに、高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の対
象者(毎年契約を更新するのが一般的)は評価対象になるよう、必要な雇用期間要件を明確化する

改正の方法

- 評価対象とする技術者は、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある者に限定

【6ヶ月超前からの雇用の確認方法】

- ・健康保険加入者:健康保険証の写しで、資格取得日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であることを確認
- ・雇用保険加入者:雇用保険被保険者資格取得等確認通知証の写しで、資格取得日から審査基準日までの期
間が6ヶ月超であることを確認
- ・上記の未加入者:給与支給明細書又は出勤簿の写しで、雇用日から審査基準日までの期間が6ヶ月超である
ことを確認

【常時雇用の確認方法】

直近の健康保険及び厚生年金保険の標準報酬決定通知書又は住民税特別徴収税額の通知書の写しで確認

- 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者は、雇用期間が限定されていても評価対象に含める

【6ヶ月超前からの雇用、常時雇用の確認方法】

上記と同様

【継続雇用制度の確認方法】

継続雇用制度の対象者であることを証する会社の代表者の押印のある書面(常時10人以上の労働者を使用す
る企業の場合には、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則)

改正事項(完成工事高、元請完成工事高①)

建設投資の減少を踏まえた完工高(X1点)と元請完工高(Z2点)の評点テーブルの上方修正

改正の理由

- 建設投資の減少によりX1点とZ2点の平均点は減少しており、この傾向は平成22年度はさらに顕著になると予想されている。また、ランクの低下を防ぐために、無理な受注により完工高を確保しなければならないケースがあると指摘されている。
- このため、建設投資の減少に応じてX1点及びZ2点を補正することで、全体としてバランスのとれた評価を行うとともに、適切な競争参加機会・競争環境を確保する。

改正の方法

- ① 平成22年度の建設投資額の見通しに基づき、平成22年度のX1点とZ2点の予想平均点を算出
- ② ①で算出した予想平均点を平成20年改正時に制度設計された平均点である700点にそれぞれ修正
- ③ 修正する際に用いた係数を、X1点とZ2点の評点テーブルの評点に掛け合わせ、評点テーブルを上方修正

(参考)

- ・建設投資額の見通し: 42.17兆円(H21年度)⇒約39.32兆円(H22年度)【6.758359%減】
(H22.7 (財)建設経済研究所「建設経済モデルによる建設投資の見通し(2010年7月)」)
- ・建設投資額の減少幅(6.758359%)を用いてH22年度のX1点とZ2点の予想平均点をシミュレーション
 - ┌ X1点の予想平均点687.56点
 - └ Z2点の予想平均点608.59点
- ・上記の予想平均点が700点程度になるよう、評点テーブルを修正
 - ┌ X1点: 評点テーブルに700/687.56を掛け合わせる(改正後の予想平均点は699.49点)
 - └ Z2点: 評点テーブルに700/608.59を掛け合わせる(改正後の予想平均点は699.62点)

改正事項(完成工事高、元請完成工事高②)

(例)現在のX1評点テーブルの一部

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高		評点
1	1,000億円以上		2,268
2	800億円以上	1,000億円未満	$112 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,708$
3	600億円以上	800億円未満	$99 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,760$
4	500億円以上	600億円未満	$86 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,541$
5	400億円以上	500億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 11,53$
6	300億円以上	400億円未満	$87 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,535$
7	250億円以上	300億円未満	$74 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,352$
8	200億円以上	250億円未満	$74 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,352$
9	150億円以上	200億円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,348$
10	120億円以上	150億円未満	$63 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,258$

(例)改正後のX1評点テーブルの一部

既往の評点テーブルに
700/687.56を掛け合わせる

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高		評点
1	1,000億円以上		2,309
2	800億円以上	1,000億円未満	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
3	600億円以上	800億円未満	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
4	500億円以上	600億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
5	400億円以上	500億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
6	300億円以上	400億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
7	250億円以上	300億円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
8	200億円以上	250億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
9	150億円以上	200億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
10	120億円以上	150億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$

改正事項(社会性等①-1)

地域の下請企業等に多大な負担を強いる再生企業に対する減点

改正の理由

- 再生企業は、債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いるので、社会性等(W点)の評価において一定の減点措置を講じる。

改正の方法

- 今後、再生企業については、社会性等(W点)において以下の方法で減点評価を行う
 - ① 再生(更生)期間中は、建設業者の信頼性等に対する評価の最大値である60点(W点の「営業年数」で評価)をW点から一律に減じて評価
 - ② 再生(更生)期間終了後は、「営業年数」評価はゼロ年からスタート(最大で-60点)
- 対象とする再生企業は、下請企業等の意思に関わらず債権カット等を行いうる法的整理(民事再生法、会社更生法)を行った企業とする。
- 改正後に新たに再生(更正)手続を行う者を対象とする(遡及適用は行わない)
- -60点の減点となる再生(更正)期間中とは手続開始決定日から手続終結決定日までの期間とする

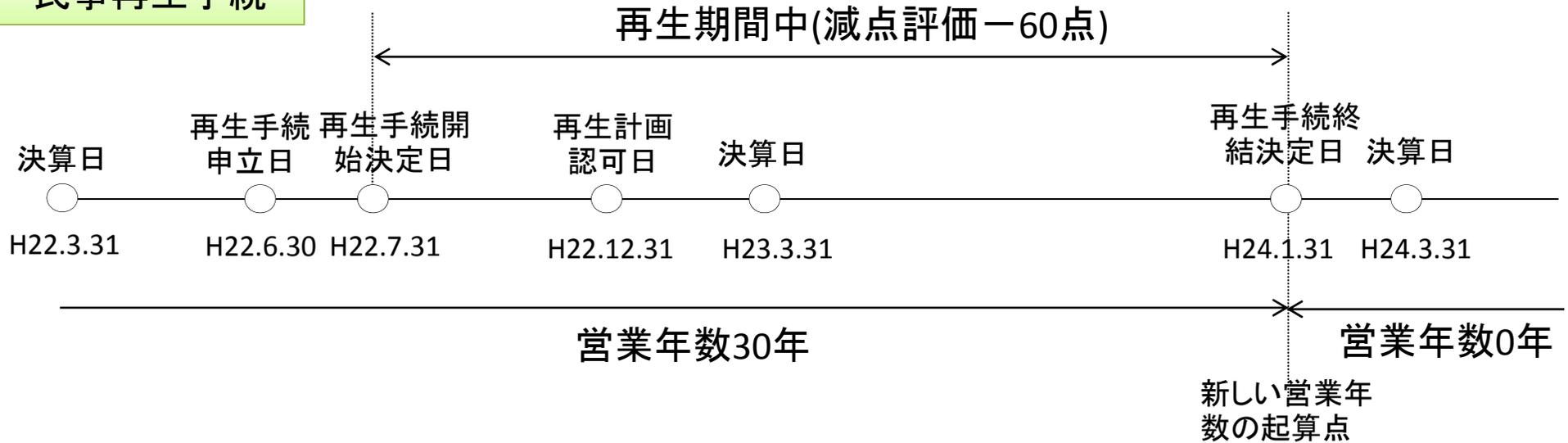
【再生(更正)期間中であることの確認方法】

- ・手続開始決定日については、裁判所から送付される手続開始決定通知書で確認
- ・手続終結決定日については、手続終結決定を受けたことを証する書面(官報公告の写し等)を求めて確認

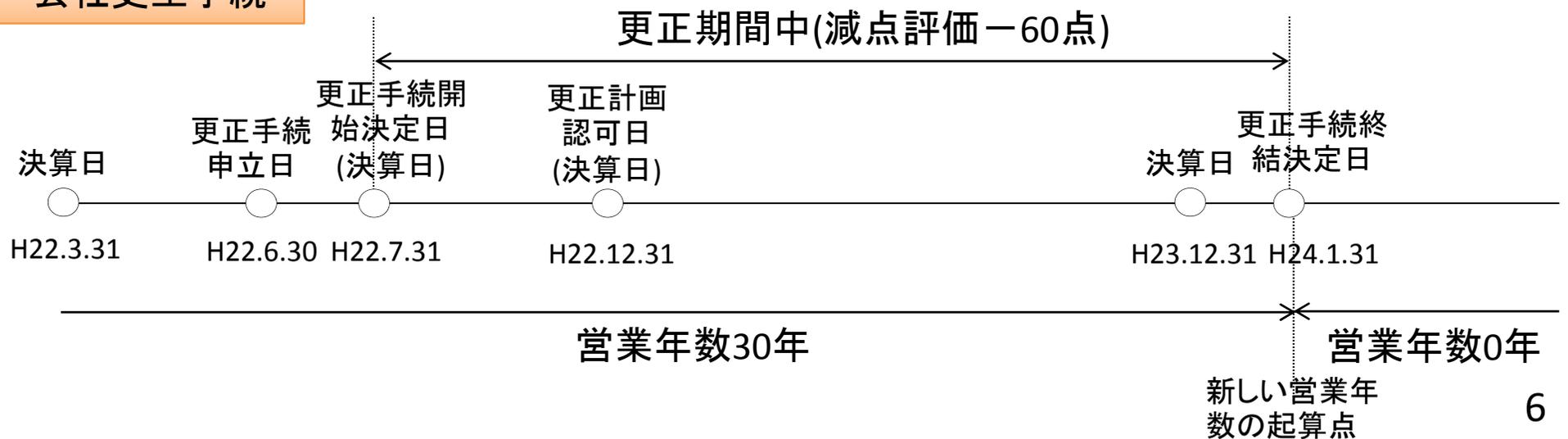
改正事項(社会性等①-2)

営業年数30年の会社が法的整理を行った場合のイメージ図

民事再生手続



会社更生手続



見直し項目案(社会性等②-1)

建設機械の保有状況を社会性等(W点)の評価項目に追加

改正の理由

- 地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械の保有状況を評価する

改正の方法

- 評価対象とするのは、建設機械抵当法第二条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル
- 評価方法は、建設機械1台につき1点を加点(上限は15点)
- 売買契約書の写し等で所有状況を確認
- 審査基準日から1年7ヶ月以上の契約期間を有するリース契約を結んでいる場合には、リース機械も台数に合算できることとする。この場合は、リース契約書の写しを提出させて確認。
- 特定自主検査記録表の写しで、建設機械が正常に稼働する状態にあることを確認

区分	建設機械の所有及びリース台数	点数
(1)	15台以上	15
(2)	14台	14
⋮	⋮	⋮
(15)	1台	1
(16)	保有なし	0

(参考)特定自主検査

特定自主検査とは

労働安全衛生法に規定する定期自主検査を行わなければならない機械のうち建設機械(油圧ショベル等)や荷役運搬機械(フォークリフト等)といった特定の機械について、1年以内に1回受けなければならない一定の資格を持つ検査者による検査

特定自主検査の方法

【事業内検査】

ユーザーが自社で使用する機械を、資格を持つ検査者に実施させる

【検査業者検査】

ユーザーの依頼により登録検査業者が実施

特定自主検査を行うための資格

【事業内検査】

- 厚生労働大臣が定める研修を修了した者
- 国家検定取得者等一定の資格のある者

【検査業者検査】

- 厚生労働大臣に登録した検査業者
- 都道府県労働局に登録した検査業者

検査の結果不備が見つかった場合

労働安全衛生法第20条、労働安全衛生法施行規則第171条により、事業者は機械等に異常が認められた場合には危険を防止するために、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならないとされている(罰則あり)

〈特定自主検査記録表(例)〉

油圧ショベル(クローラ式)
特定自主検査記録表

3年間保存

使用済発行日 年 月 日 様式 SR-EHC-91-C
 建設業に係る特定特種自動車排出ガスの排出
 の削減を図るための規制に基づく検査実施
 発行所 発行No 番号No

メーカー名	管理番号	検査者住所 氏名又は名称	
型式	性能	検査者氏名	様
製造番号	アリアーター	h	機械管理者氏名
検査実施場所		検査業者登録番号	
検査年月日	年 月 日	検査者 氏名	検査者又は事業者 住所・名称 責任者名

区分	No	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果		
					合格	不備	
エンジン	1	* a 駆動性 * b 駆動の状況 * c 排気の状態 * d スクラッパ * e 駆付け * f 寸法関係 * g 圧縮圧力 * h 噴射圧力 * i 噴射状態 * j 潤滑油 * k エンジンマウント	* a 駆動性	全周回、前進、後進、クローラ・ヒーターの作動	目視、聴診、触診	✓	
			* b 駆動の状況	クローラの作動、駆動状況	目視、聴診、触診	✓	
			* c 排気の状態	マフラー出口(2分以内)、最低回転時(1/90 min)	目視、聴診	✓	
			* d スクラッパ	クローラ・クローラ、マフラー等のガス漏れ	目視、聴診、触診	✓	
			* e 駆付け	クローラ・クローラ、マフラー等のガス漏れ	目視、聴診	✓	
			* f 寸法関係	クローラ・クローラ、マフラー等のガス漏れ	目視、聴診	✓	
			* g 圧縮圧力	圧縮圧力 (MPa)	圧縮圧力計	✓	
			* h 噴射圧力	噴射圧力 (MPa)	ノズル圧力計	✓	
			* i 噴射状態	噴射状態 (MPa)	目視、ノズル圧力計	✓	
			* j 潤滑油	潤滑油の種類、油質、油位、油圧油漏れ	目視、聴診	✓	
エンジン	2	* k エンジンマウント	クローラ・クローラ、マフラー等のガス漏れ	目視、聴診	✓		
			クローラ・クローラ、マフラー等のガス漏れ	目視、聴診	✓		
エンジン	3	燃料関係	燃料漏れ、マフラー等のガス漏れ、クローラ・クローラ	目視	✓		
エンジン	4	冷却関係	クローラ、クローラ、マフラー等のガス漏れ、クローラ・クローラ	目視、聴診、触診	✓		
エンジン	5	電気関係	クローラ・クローラ、マフラー等のガス漏れ、クローラ・クローラ	目視、聴診、電圧計	✓		
エンジン	6	スクリュー	クローラ、クローラ、マフラー等のガス漏れ、クローラ・クローラ	目視、聴診、圧力計	✓		

見直し項目案(社会性等②-2)

ISOの認証の取得状況を社会性等(W点)の評価項目に追加

改正の理由

- 多くの都道府県等において発注者別評価点で評価されており、経営事項審査に追加することにより、受発注者双方の事務の重複・負担の軽減に寄与することが可能

改正の方法

- 評価対象とするのは、(財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001(品質管理)、ISO14001(環境管理)の取得(認証範囲に建設業が含まれていない場合、会社単位ではなく特定の事業所単位での認証となっている場合は除く)
- 審査登録機関の認証を証明する書類の写しを提出させて確認
- 発注者別評価点では約8割の都道府県でISO9000シリーズとISO14000シリーズを同等に評価していることを踏まえ、経審ではISO9001取得で5点、ISO14001取得で5点を加点点評価

区分	国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	点数
(1)	第9001号及び第14001号の登録	10
(2)	第9001号の登録	5
(3)	第14001号の登録	5
(4)	無	0

見直し項目案(社会性等②-3)

W点のウエイト調整

- ISOの取得状況と建設機械の保有状況をW点評価項目に追加することで、最高で25点の加点となる
- 評価項目の追加により、総合評定値に占めるW点のウエイトが突出しないよう、項目追加後のW点の評点(合計200点)が現在のW点(合計175点)の評点から1割程度(15点)の加点にとどまるよう調整
- 項目追加後のW点の合計点に190/200を掛け合わせて評点の一定圧縮を行い、W点ウエイトが大きくなりすぎないようにする

現在		改正後	
(W1)労働福祉の状況	(45点)	(W1)労働福祉の状況	(45点)
+		+	
(W2)建設業の営業年数	(60点)	(W2)建設業の営業年数	(60点)
+		+	
(W3)防災協定締結の有無	(15点)	(W3)防災協定締結の有無	(15点)
+		+	
(W4)法令遵守の状況	(0点)	(W4)法令遵守の状況	(0点)
+		+	
(W5)建設業の経理の状況	(30点)	(W5)建設業の経理の状況	(30点)
+		+	
(W6)研究開発の状況	(25点)	(W6)研究開発の状況	(25点)
		+	
W評点	(175点)	(W7)ISO取得の状況	(10点)
		+	
		(W8)建設機械の保有状況	(15点)
		合計点	(200点)

× 190/200

W評点
(190点)

※()内の点数は最高点